

3号機における制御棒案内管等の移動作業にかかる不適合の調査結果について

定期検査中の当所3号機において、平成17年2月10日午前2時13分より、制御棒駆動機構ハウジングスタブチューブ*¹下部溶接部の点検のため制御棒案内管等を原子炉内から使用済燃料プールに移動する作業を行っていたところ、原子炉建屋換気系排気放射線モニタ*²および燃料取替エリア排気放射線モニタ*³からの信号*⁴を発信させない処置を施したままであることに運転員が気づき、午前8時49分、当該処置を解除しました。

本事象においては、保安規定第27条（計測及び制御設備）に定める「運転上の制限*⁵を満足していることの確認」がなされていないものと考えています。

なお、前記2つのモニタ自体は稼働していたため、その記録により、建屋の放射線レベルに変動がないことを確認しており、本事象による外部への放射能の影響はありませんでした。（平成17年2月10日お知らせ済み）

調査の結果、運転員が当該信号を発信させない処置が施されていることを失念していたことが原因とわかりました。これは、当該運転員が前の運転班から引継ぎを受けた際、この処置が実施中であることの引継ぎがなされていないこと等によるものでした。

今後はこのような処置が施されていることを明確にするため、その作業が終了するまで継続的に運転員の引継日誌に記載することで確実な引継を行うとともに、当直班のミーティングにおいて運転員全員で情報の共有化を図ります。さらに、これをマニュアルに反映いたします。

以 上

* 1：制御棒駆動機構ハウジングスタブチューブ

制御棒駆動機構が納められている筒（ハウジング）を原子炉圧力容器に固定するための継手です。

* 2：原子炉建屋換気系排気放射線モニタ

発電所の運転管理のため、原子炉建屋内の排気放射線レベルを連続監視する装置です。

* 3：燃料取替エリア排気放射線モニタ

発電所の運転管理のため、燃料の取替などを実施する原子炉建屋6階の排気放射線レベルを連続監視する装置です。

* 4：信号

作業エリアの放射線量が上昇した際に、原子炉建屋換気空調設備の停止や原子炉建屋の排気を浄化するための設備を起動させるため等の信号です。

* 5：運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになります。